

# 品川区立図書館資料収集要綱

平成 8年 5月15日教育長決定

平成25年10月31日教育長決定 要綱第12号

平成26年 3月31日教育長決定 要綱第 5号

平成27年 3月13日教育長決定 要綱第 4号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、品川区立図書館条例施行規則（平成7年3月教規則第5号）第2条第1号に規定する図書館資料の収集にあたって、準拠すべき基準を定めるものとする。

## (基本方針)

第2条 品川区立図書館は、公共図書館の役割、利用者各層の要求および社会的な動向に十分配慮して、広く区民の文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等に資する資料を収集する。

2 収集にあたっては、著者の思想的、宗教的、党派的立場等にとらわれることなく、それぞれの観点に立った資料を広く収集する。

## (各館の収集資料)

第3条 各図書館は、その施設規模、地域性および中心館・地区館の機能に応じた蔵書構成に留意し、品川区立図書館全館の体系的な図書館資料の充実を図るものとする。

2 地区図書館は、区民の一般教養、実用、趣味および娯楽に資する資料のほか、調査・研究に資するための基礎的、入門的な参考資料を収集する。

3 中心館としての品川図書館は、地区図書館が収集する資料のほか、専門的図書、参考図書、地域行政資料、その他地区図書館のサービスを補完する資料の収集に努めるものとする。

## (収集資料の種類)

第4条 収集する図書館資料の種類は次のとおりとする。

- (1) 図書（一般図書、参考図書、児童・青少年図書、外国語図書）
- (2) 逐次刊行物（新聞、雑誌、その他）
- (3) 官公庁出版物
- (4) 地域資料
- (5) 視聴覚資料（CD、DVD、その他）
- (6) 障害者用資料（点字図書、録音図書、拡大写本、さわる絵本、その他）

## (収集資料の範囲等)

第5条 収集する図書館資料は、国内で刊行される資料を中心とし、各分野にわたり広く収集する。

2 学派、学説その他多様な対立する意見のある問題については、それぞれの視点に立った資料を幅広く収集する。

### (資料別収集方針)

第6条 図書館資料の種類別収集方針は、次のとおりとする。

#### (1) 図書

ア 一般図書は、区民の教養、調査、研究、娯楽等に資するため、基礎的、専門的な図書のほか、必要に応じ、専門的な図書まで幅広く収集する。ただし、極めて高度な専門書、学術書、学習参考書、各種試験問題集およびテキスト類は、原則として収集しない

イ 参考図書は、区民の日常の調査・研究のために必要な辞典、事典、年鑑、名録、目録、書誌、地図等の参考図書は、幅広く体系的に収集する

ウ 児童・青少年図書は、児童・青少年が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つように、各分野の資料を広く収集する

エ 外国語図書は、必要に応じ収集する

#### (2) 逐次刊行物

ア 新聞は、国内発行の主要全国紙を中心に児童・青少年向けのものを含めて収集する。なお、専門紙、機関紙については、利用度、必要度に応じて収集する

イ 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に児童・青少年向けのものも含めて収集する。なお、高度な専門雑誌および娯楽雑誌については、利用度、必要度に応じて収集するが、漫画雑誌は収集しない

ウ 年鑑・年報・白書は、一般図書および参考図書に準じて収集する

#### (3) 官公庁出版物

ア 政府諸機関が発行する資料については、主要なものを収集する

イ 地方公共団体その他の公的機関が発行する資料は、必要度の高いものを収集する

#### (4) 地域資料

ア 品川区に関する資料は、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図、写真等網羅的に収集する

イ 東京都および都内区市町村に関する資料は、基本的資料、歴史的資料および品川区に特に関係のある資料を中心に収集する

ウ 民間発行資料、住民資料等は、必要に応じ収集する

#### (5) 視聴覚資料

趣味、教養または文化活動に資するため、CD、DVD等の資料は、クラシック・ポピュラー・民族音楽、落語、文学作品、映画作品、朗読、記録、教養分野等の基本的作品および代表的演者の作品を中心に収集する

(6) 障害者用資料

視覚障害者等、通常の利用が困難な者の利用に供するため、点字図書、録音図書、拡大写本、さわる絵本等を収集する。

(7) その他の資料

パンフレット等は、必要に応じて収集する。

**(寄贈資料等の収集)**

第7条 図書館資料の収集については、購入を基本とするが、寄贈、寄託、交換等も必要に応じて活用する。この場合についても、この要綱に定める基準を適用する。

**(委任)**

第8条 この要綱に定めるもののほか、部門別資料選定基準、その他資料収集に関し統一的処理を要する事項については、品川図書館長が定める。

**付 則**

この要綱は、平成8年5月15日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。